

市町村等職員の農林部工事検査への臨場に関する要領（試行）の運用

制定 平成30年12月 5日

（臨場手続き）

- 1 工事検査員検査についての市町村等職員の臨場までの手続きは、下記のとおり実施するものとする。
 - (1) 市町村等職員は、工事検査への臨場希望について、希望日の前月までに、別紙様式により臨場を希望する市町村を所管する農林振興センター又は寄居林業事務所（以下、「センター等」という。）担当部長へメールで依頼する。なお、臨場人数は1団体2名程度とし、1団体1名としてもかまわない。
 - (2) センター等担当部長は別紙様式により、主席工事検査員と協議し、主席工事検査員は臨場を許可する工事を選定する。
 - (3) 工事検査への臨場を依頼されたセンター等の担当部長は、工事検査への臨場の可否を別紙様式により市町村等へ回答する。併せて、市町村等へは別紙アンケートを送付する。
 - (4) 工事検査への臨場を依頼されたセンター等と、臨場を許可する工事を所管するセンター等が異なる場合、工事検査への臨場を依頼されたセンター等の担当部長は、別紙様式により工事を所管するセンター等の担当部長へ事務を引き継ぐとともに、臨場を希望する市町村等へ事務引継の旨を連絡する。
 - (5) センター等の担当部長は、市町村等職員の工事検査への臨場について、当該工事を監督する監督員へ連絡する。

また、監督員は、受注者へも検査時に市町村等職員の臨場が行われる旨を連絡する。
 - (6) 現場検査場所の地図については、検査当日に市町村等へ配布することを原則とするが、必要に応じ、センター等の担当部長は、FAX等で市町村等へ事前に配布する。
 - (7) 市町村等職員は、検査後アンケートを記入し、検査臨場の1週間後までに、主席工事検査員へアンケートを提出する。

（その他）

- 2 その他の留意点は下記のとおりである。
 - (1) 要領に記載されているとおり、市町村等職員は、その場のやりとりにつ

いて生じた疑問等について、原則、意見・質問はできないが、時間的余裕があつて、検査員、監督員、請負業者等が了承すれば、この限りではない。

- (2) 検査を優先するため、臨場者を待つことはしないので、余裕をもって現場・事務所等へ移動すること。また、途中からの臨場は認めない。ただし、やむを得ない事情による途中退席は可能とする。
- (3) 検査会場までの移動手段は、臨場希望者側が確保する。
- (4) 服装（ヘルメットなどの安全用具、靴、雨具等含む）は、工事現場内を歩くことができる服装とし、臨場希望者側で用意すること。ヘルメットなどの安全具を忘れた場合は、現場の入場ができない場合があるので、監督員及び現場代理人の指示に従うこと。
- (5) 昼食が必要な場合は、希望者側で各自持参する。